



発行 東京都墨田区役所 墨田区東池袋1-18-1 38 (981) 1111-170 編集 指導部広報課

月 1 日

われ、その他の目的に使われることは絶対ありません。安心してありますから人してください。

世界人口

8月1日現在

前月比
(+717) (-387) (-330) (-236)
人口 332,461 166,701 165,760 139,254
男 女 世帯数 (住民登録簿による)



ことしの十月一日午前零時を期して、全国いへせいに国勢調査が行なわれます。この調査は、五年ごとに全国はもちろん、都道府県や区市町村の人口の大さきや男女、年齢職業などの構成を正確に明らかにし、國のしきと、都道府県や区市町村の行政の基本となる資料を得るために行なわれるものです。ことしは、大正九年に第一回国勢調査が実施されてから十一回目、数えて五十周年を迎える記念すべき調査です。今回もこれまで以上の成果があげられますよう、区民みなさんの格別のご理解とご協力ををお願いいたします。

調査の方法は

区では、すでに国勢調査実施本部を設けて、区内のみなさんの中から選ばれた二千六百三十名の調査員が調査にあたります。調査員の方は、九月二十四日から三十日までの間に、受持町調査区の各世帯に「調査票」とその「記入例」をお配りいたしますので、記入例や注意事項をよくお読みになってください。

調査票の記入は、十月一日午前零時ですが、仕事をしていたかどうかについては、九月二十四日から三十日までの一週間の事実について記

入することになっています。
十月一日から五日までの間に
再び調査員の方が、各世帯を訪
問し、記入ずみの調査票を集め
にまいります。

策など諸施策を組みましまかくて、なうためには、詳細かつ最も資料がぜひ必要なのです。このため、今回の国勢調査は、今までの調査事項に加えて、このようなことに重点を置いて調査し、くわしくこまかく統計を豊富に作成することになつています。

きひしくなつた罰則



このたび三年ぶりに道路交通法が改正されました。そのおもな改正点は①酒気帯び運転の防止対策の強化②新しい交通規制③歩行者や自転車の保護④故障車による交通事故の排除⑤交通事故の発生を防ぐための各種の措置⑥交通反則通告制度の適用範囲の拡大⑦悪質な運転者の免許の失效期間の延長⑧運転管理者の責任の強化などで、とくに飲酒運転に関する規制が強化されました。この機会に飲酒運転を徹底的に放棄するように心がけましょう。

交通事故の飲酒運転による事
故が毎年10%以上もあります。
「一ばいぐらい大丈夫だから」と酒を飲ませたり、すすめたりする周囲の人たちの責任もありますが、一番大切なことは「一滴でも酒を飲んだら絶対ハンドルを握らない」という本人の自覚です。自分は酒に強いのだから一杯や二杯の酒なら大丈夫」という気持が他人に迷惑をかけ
るばかりでなく、あなたの人生をも破壊してしまいます。「死はあなたの近邊で、あなたの心のすきをねらっています。
改正された飲酒運転のあらきしは、「つきのとおりです。
▽：酒気を帯びて運転することは禁止めました

などと運転した場合には、それだけで三ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金に処せられます。（旧法では……酒気帯び運転だけでは处罚されませんでした）

△……酒酔い運転の罰則が強化されました

△……安全運転管理者の責任範囲が拡大されました

△……安全運転管理者者が運転者に酒酔い運転を下命、容認した場合は二年以下の懲役または五万円以下の罰金に処せられます。（旧法では……三ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金でした）

この場合は二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられます。（旧法では……一年以下です。）

気帯びといふのは血液一ミリリットルにつき○・五ミリグラムまたは呼気一リットルにつき○・二五ミリグラム以上にアルコールを保有している状態)「…酒気帯び運転でも処罰されることはなりました

身体に一定の程度(血液一ミリリットルにつき○・五ミリリットルまたは呼気一リットルにつき○・二五ミリグラム以上)以上にアルコールを保有して車両

酒気帯び運転をするおそれがある者に対して警察官が行なうる検査を拒否したり妨げたりする行為は罰則が設けられました。



